

# 仕 様 書

## 1 業務名称

令和7年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託

## 2 事業の概要・目的

本事業は、地域の資源を活かして各種事業を実施し、若い世代を中心としたあらゆる世代の区民が気軽に参加できるような、つながりの「場」や「機会」を提供・創出することにより、住民どうしや地域間のつながりづくりの推進に寄与することを目的とする。

また、事業を通じて区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目的としており、事業実施にあたっては、上記の目的を踏まえて、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通じた提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施する。

## 3 委託期間

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) すみよし区民まつり

ア 開催日時 令和7年10月25日（土）10：00～15：00または12:00～18:00（予定）

※雨天決行とする。ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、発注者が判断する。

イ 場 所 沢之町運動場、沢之町公園、錦秀会住吉区民センター全館、住吉区役所敷地内  
※沢之町運動場、沢之町公園は、10月22日（水）から27日（月）、錦秀会住吉区民センター全館は、10月24日（金）から25日（土）まで、それぞれ確保予定としており、その期間で、準備・開催・撤収すること。なお、住吉区役所庁舎内は使用しない。

### ウ 内 容

区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることと安全で安心なまちづくりをめざし、「コミュニティ」「防災・防犯」「舞台発表」など総合的なイベントとして、誰もが気軽に参加できるまつりを実施すること。

- ①業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。また、雨天決行とするため、その対応も記載すること。
- ②地域活動協議会、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら実行委員会を設置し、事務局として会議資料を作成するなど、実行委員会における事業の運営に参画する

こと。なお、実行委員会は発注者より各種団体に推薦依頼をし、推薦を受けた者等で組織する。実行委員会は、年4回程度実施予定。

- ③実行委員会や参加者説明会に伴う資料作成、印刷等を行うこと。なお、これらの会議に関する資料については事前に発注者へ確認を行い、必要に応じて協議すること。また、会議の開催案内については、案内日時・方法（例：メールor配送）を事前に発注者へ報告すること。
  - ④広報物の作成及び配布を実施すること。なお、広報等で表記する場合、主催者は「第51回すみよし区民まつり実行委員会・住吉区役所」、実施・問合せは受注者名とする。
- ※令和6年度実績：告知チラシ（A4版）10,041枚、告知チラシ（町内会班回覧用）（A3二つ折り）4,459枚、告知ポスター（A3版）500枚、参加者募集チラシ（A4版）200枚、当日プログラム（A4版 冊子型）5,000部作成
- ⑤すみよし区民まつり特設サイトを開設し、出展等の参加者及び来場者がそれぞれ募集内容や、当日の開催概要がわかるよう情報を随時掲載し、開催のPRをすること。
  - ⑥すみよし区民まつりに来場できない区民もすみよし区民まつりを楽しむことができるコンテンツを1つ以上設けること。
  - ⑦住吉区制100周年を記念した企画を実施すること。
  - ⑧事業実施にあたり、必要に応じて協賛金を募ることができるものとする。その場合、協賛金等の確保は事前に発注者と協議のうえ、受注者が行うこと。なお、協賛金等については、収支計画を立て、受注者の責任において適正に管理すること。
  - ⑨事業実施にあたり、材料費等必要経費を参加者から徴収することができる。その場合、徴収にあたっては、事前に発注者と協議のうえ、受注者が行うこと。なお、徴収した材料費等については、収支計画を立て、受注者の責任において適正に管理すること。
  - ⑩参加者へのアンケートの実施や来場者数の把握等、事業の効果検証を行うこと。
  - ⑪業務終了後は、業務の詳細な内容を明記した業務完了報告書を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容（協賛金等含む）を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）

（参考）過年度実績（令和6年度）

- ・実施日時 令和6年10月26日（土）10:00～15:00
- ・会場 沢之町運動場、沢之町公園、錦秀会住吉区民センター全館、住吉区役所敷地内
- ・参加者 約38,000人

## （2）住吉区成人の日記念のつどい

ア 開催日時 令和8年1月11日（日）（予定）

※雨天決行とする。ただし、警報発令時等による中止については、発注者が判断する。

イ 開催場所 錦秀会住吉区民センター（予定）

※錦秀会住吉区民センター全館は、1月10日（土）から11日（日）まで確保予定としており、

その期間で準備・開催・撤収すること。

#### ウ 業務内容

20歳を迎えられた方の門出を地域や行政等が一体となり祝福し、これからの地域コミュニティの新たな担い手の自主的な交流ができるような事業を実施すること。

- ① 業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。
- ② 住吉区青少年指導員と協働し、実施すること。また、必要であれば、住吉区で活動する市民活動団体等と協働し行うこと。
- ③ 事業実施にあたり、企画・運営・関係機関や関係団体等との調整を行い、企画会議を開催すること。また、会議資料及び会議後の議事要旨を作成し、発注者へ事前の調整及び報告を行うこと。なお、企画会議は、年5回程度実施予定。
- ④ 来賓者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、配送業務、出欠の確認等を行うこと。
- ⑤ 企画会議において決定された、事業に必要な運営物品等の購入・賃借等を行うこと。
- ⑥ 業務終了後は、業務完了報告書を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者との事前調整を適宜行うこと。

（参考）過年度実績（令和5年度）

- ・実施日時 令和6年1月7日（日）13:00～13:40
- ・会場 錦秀会住吉区民センター 大ホール
- ・参加者 約800人

### （3）子どもに関わる文化イベント

住吉区内の小学生を対象に文化的活動の機会を提供し、地域における児童・青少年の健全育成を目指した事業を実施する。

#### ア 実施場所 錦秀会住吉区民センター（予定）

※錦秀会住吉区民センターを利用する場合は、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第2項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して予約することが可能である。実施予定日時・場所が決定すれば発注者（担当：住吉区役所教育文化課）へ申し出ること。

#### イ 業務内容

区内の子どもたちが気軽に参加できる文化イベントを実施すること。

- ① 業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。
- ② 発注者が指定する社会教育団体等と協働し、実施すること。
- ③ 事業実施にあたり、企画・運営・関係機関や関係団体等との調整を行い、打合せ会議等を開催すること。また、会議資料及び会議後の議事要旨を作成し、発注者へ事前の調整及び報告を行うこと。
- ④ 参加者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、配送業務、出欠の確認等を行うこと。
- ⑤ 打合せ会議等において決定された、事業に必要なとなる運営物品等の購入・賃借等を行うこと。
- ⑥ 業務終了後は、業務完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者との事前調整を適宜行うこと。

（参考）過年度実績（令和5年度）

- ・実施内容 マカロニでつくるクリスマスリース講座
- ・実施日時 令和5年12月3日（日）13：00～14：30
- ・会場 錦秀会住吉区民センター アトリエ工作室
- ・参加者 11人
- ・協力団体 住吉区子ども会育成連合協議会、住吉区青少年指導員連絡協議会

#### （4）子どもに関わるスポーツイベント

スポーツ活動をされている区内の子どもたちが日頃の練習の成果を発揮する場を提供し、青少年の健全育成、生涯スポーツの振興と住民相互の交流を図るための事業を実施する。

ア 実施場所 住吉区内かつ当該事業の目的が果たせる場所

<参考：発注者側が確保予定の日時及び場所>

- ・令和8年2月22日（日）9：00～18：00 住吉スポーツセンター 第1・第2体育場

※錦秀会住吉区民センターを利用する場合は、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第2項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して予約することが可能である。実施予定日時・場所が決定すれば発注者（担当：住吉区役所教育文化課）へ申し出ること。

イ 業務内容

区内の子どもたちが気軽に参加できるスポーツイベントを実施すること。

- ① 業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。
- ② 発注者が指定する社会教育団体等と協働し、実施すること。
- ③ 事業実施にあたり、企画・運営・関係機関や関係団体等との調整を行い、打合せ会議等を開催すること。また、会議資料及び会議後の議事要旨を作成し、発注者へ事前の調整及び報告を行うこと。
- ④ 参加者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、配送業務、出欠の確認等を行うこと。
- ⑤ 打合せ会議等において決定された、事業に必要なとなる運営物品等の購入・賃借等を行うこと。
- ⑥ 業務終了後は、業務完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦ 事業運営に際し、救急場所を設ける等参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮すること。
- ⑧ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者との事前調整を適宜行うこと。

（参考）過年度実績

A) すみよしこどもかけっこ教室（令和5年度） ※雨天中止

- ・実施日時 令和6年1月21日（日） 10:00～12:00
- ・会場 沢之町運動場
- ・協力団体 住吉区子ども会育成連合協議会、住吉区青少年指導員連絡協議会

B) 少年ソフトボール大会（令和5年度）

- ・実施日時 令和5年7月2日（日） 9:00～12:00
- ・会場 沢之町運動場
- ・参加者 2チーム（約30人）
- ・協力団体 住吉区子ども会育成連合協議会、住吉区青少年指導員連絡協議会

C) 住吉区ドッジボール大会（令和5年度）

- ・実施日時 令和6年2月25日（日） 10:00～13:00
- ・会場 住吉スポーツセンター
- ・参加者 13チーム（参加人数195人）
- ・協力団体 住吉区子ども会育成連合協議会、住吉区青少年指導員連絡協議会

（5）すべての年代が参加できるスポーツ・レクリエーションイベント

区民の体力の向上と健康増進を促進し、生涯スポーツ活動の振興を図るため、区民の誰もが気軽に参加できる住民主体のスポーツ・レクリエーション事業を実施する。

ア 実施場所 住吉区内かつ当該事業の目的が果たせる場所

＜参考：発注者側が確保予定の日時及び場所＞

- ・令和7年9月7日（日）9：00～18：00 住吉スポーツセンター
- ・令和7年9月20日（土）18：00～21：00 住吉スポーツセンター 第1体育場
- ・令和7年9月21日（日）9：00～18：00 住吉スポーツセンター 第1体育場

※錦秀会住吉区民センターを利用する場合は、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第2項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して予約することが可能である。実施予定日時・場所が決定すれば発注者（担当：住吉区役所教育文化課）へ申し出ること。

イ 業務内容

幅広い年代が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベントを実施すること。また、ニュースポーツ体験等（例：ボッチャなど）を通して、障がいの有無に関係なく区民同士が交流し、障がい者スポーツへの理解の一助となる内容も含むこと。

- ① 業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。
- ② 住吉区スポーツ推進委員等と協働し、実施すること。また、必要であれば、住吉区で活動する市民活動団体等と協働し行うこと。
- ③ 事業実施にあたり、企画・運営・関係機関や関係団体等との調整を行い、打合せ会議等を開催すること。また、会議資料及び会議後の議事要旨を作成し、発注者へ事前の調整及び報告を行うこと。
- ④ 参加者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、発送業務、出欠の確認等を行うこと。
- ⑤ 打合せ会議等において決定された、事業に必要な運営物品等の購入・賃借等を行うこと。
- ⑥ 業務終了後は、業務完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦ 事業運営に際し、救急場所を設ける等参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮すること。
- ⑧ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績（令和5年度）

A) 住吉区ソフトバレー・ボッチャ大会（令和5年度）

・実施日時 令和5年9月3日（日） 10:00～15:00

- ・会場 東住吉スポーツセンター
  - ・参加者 25チーム（参加人数163名）
  - ・参加費 1チーム 1,000円
  - ・協力団体 住吉区スポーツ推進委員協議会
- B) 住吉スポーツフェスティバル（令和5年度）
- ・実施日時 令和5年11月19日（日） 10：00～14：00
  - ・会場 錦秀会住吉区民センター 全館
  - ・参加者 約150名
  - ・実施内容
    - 体力測定コーナー
      - ・椅子座り立ち ・長座体前屈 ・上体起こし ・2ステップ ・開眼片足立ち
      - ・反復横跳び
    - ポッチャ体験コーナー
    - パーソナルアドバイス
    - 食生活改善推進コーナー
  - ・協力団体
    - 住吉区スポーツ推進委員協議会

## 5 事業実施にあたっての共通事項

- (1) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、発注者が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。なお、研修を行った際は「令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙1）を作成し、研修内容を発注者に報告すること。
- (2) 事業実施にあたって個人情報を取り扱う場合は、大阪市個人情報保護条例及びその他関連する法令等の趣旨を踏まえ適切な措置を講じるとともに、業務作業手順等について事前に発注者と十分調整を行うこと。
- (3) 自然災害等により事業が実施できない場合は、発注者の要請に基づき、そういう状況下でも当該業務の目的を達成するための事業の実施に向けて、協議に応じること。

## 6 委託料の支払い

業務委託料の支払い方法について、本契約書第38条及び第39条に定めるもののほか、発注者が必要があると認めるときは概算払いに関する特約条項による支払いも可能とする。

## 7 事業完了報告について

事業完了報告書類には、業務及び収支の詳細な内容（アンケート結果含む）を明記し、令和8年3月31日までに作成し、発注者に提出すること。

## 8 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについて、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 9 その他

- (1) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の実施においては、実行委員会等各関係団体と十分な連携をとり、協議・調整のうえ事業を実施すること。
- (3) 次年度の事業者への引継ぎは円滑に行い、事業の実施に支障のないようにすること。
- (4) 業務の遂行に必要な経費（資料作成費用等も含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 沢之町運動場・沢之町公園・住吉スポーツセンター・錦秀会住吉区民センターについては、発注者が確保する。なお、沢之町運動場・沢之町公園・錦秀会住吉区民センターの利用料は、本事業利用に限り免除する。
- (6) 業務内容の一部を変更する場合があるため、全体の構成について関係者との連絡を密にし、

事業が万全にできるよう調整すること。

(7) 事故等の緊急時の連絡体制と、現場の初動体制を明確にすること。

(8) イベント保険に加入すること。

(9) その他、この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、双方協議のうえ定めるものとする。そのほか本業務の実施にあたり必要な事項は、発注者と十分協議のうえ決定すること。

## 10 担当

(1) 区民まつりに関すること

担 当：地域課

住 所：大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電 話：06-6694-9840

(2) 区民まつり以外の事業に関すること

担 当：教育文化課

住 所：大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電 話：06-6694-9989

(別紙1)

令和 年 月 日 提出

## 令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

### 1 受注者名等

受注者名	
担当者名	
連絡先	

### 2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間(分)	対象(受講人数)